



人 事 委 員 会 年 報

令和 4 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
① 開催回数	1
② 議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	9
① 規則	9
② 告示	11
③ 通知	12
(4) 条例案に対する意見の提出	14
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	15
(2) 事務分掌	15
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	16
① 実施日程	16
② 受験資格	17
③ 試験方法	19
④ 実施結果	20
⑤ 採用候補者名簿からの選択結果	22
(2) 採用選考	23
(3) 昇任選考	25
(4) 臨時的任用の承認	26
(5) 任期付職員の採用の承認	26
(6) 定年制度	26
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	27
① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	27
② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)	27
③ 人事統計報告	31
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	31
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	32
① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧	32
② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	34
(2) 労働基準監督機関の職権行使	35
(3) 事業場調査	35
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	36
(2) 勤務時間関係	36
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	36
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	37
① 措置要求の処理状況	37
② 令和4年度審査の結果	37
(2) 不利益処分審査請求関係	37
① 審査請求の処理状況	37
② 令和4年度審理の開催状況	37
③ 令和4年度審査の結果	38
(3) 苦情相談関係	38
① 任命権者別	38
② 相談内容	38
(4) 公平委員会事務受託関係	38
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	39
(2) 職員団体の登録等	42

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	山口 幸雄	平成28. 10. 17 〔委員長就任〕 令和4.2.4	令和6.10.16	(現)弁護士
委 員	吉岡 正憲	平成27. 8. 1	令和5. 7.31	(元)福岡県福祉労働部長
委 員	馬場 貞仁	令和4. 3. 25	令和7.12.23	(元)トヨタ自動車九州株式会社 代表取締役副社長

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告事項	協議事項	その他の事項	計
令和 4 年 4 月	3		3	6	1	0	4	11
5 月	2		2	3	1	0	2	6
6 月	3		3	4	0	0	2	6
7 月	3		3	2	1	2	1	6
8 月	3		3	7	0	2	7	16
9 月	3		3	6	0	2	0	8
10 月	2		2	7	1	0	1	9
11 月	3		3	8	0	1	7	16
12 月	3		3	8	0	0	3	11
令和 5 年 1 月	3		3	2	1	4	3	10
2 月	3		3	10	1	3	4	18
3 月	3		3	16	1	1	3	21
計	34	0	34	79	7	15	37	138

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (4.4.7)	【議案】 1 勤務条件に関する措置要求の受理について 【報告事項】 ※ 事務局職員の発令について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 2 回定例会 (4.4.19)	【議案】 2 令和4年度福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について 3 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施決定について 4 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について 【その他の事項】 ※ 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回定例会 (4.4.26)	【議案】 5 昇任選考について 6 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 地公労会見(令和4年春)について
第 4 回定例会 (4.5.12)	【議案】 7 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 8 審査請求の審査の打ち切り決定について 9 勤務条件に関する措置要求の受理について 【その他の事項】 ※ 地方公務員の定年引上げについて
第 5 回定例会 (4.5.31)	【報告事項】 ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 6 回定例会 (4.6.9)	【議案】 10 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合の退職手当の額の全部の支給制限処分に係る答申について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 7 回定例会 (4.6.16)	【その他の事項】 ※ 令和4年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用男性・女性)及び警察官C採用第1次試験の状況について
第 8 回定例会 (4.6.27)	【議案】 11 第190回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について 12 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 13 福岡県の職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 9 回定例会 (4.7.1)	【議案】 14 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 15 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 10 回定例会 (4.7.12)	【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議)
第 11 回定例会 (4.7.22)	【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議)
第 12 回定例会 (4.8.8)	【議案】 16 第190回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 17 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について 18 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 【その他の事項】 ※ 令和4年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用男性・女性)及び警察官C採用試験の実施状況について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 13 回定例会 (4.8.19)	【議案】 19 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 20 採用選考について 21 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第3回協議) 【その他の事項】 ※ 令和4年 人事院報告・勧告について ※ 令和4年職種別民間給与実態調査の実施結果について ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 14 回定例会 (4.8.30)	【議案】 22 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合の退職手当の額の全部の支給制限処分に係る答申について 【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議) 【その他の事項】 ※ 労務職員の採用選考について ※ 職員の懲戒処分について
第 15 回定例会 (4.9.7)	【議案】 22 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合の退職手当の額の全部の支給制限処分に係る答申について 23 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について 24 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第5回協議)
第 16 回定例会 (4.9.14)	【議案】 25 議会に提出された条例案に対する意見について 26 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 【協議事項】 ※ 令和4年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第6回協議)

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 17 回定例会 (4.9.21)	【議案】 27 令和4年度福岡県警察官採用試験の試験日程等の変更について 28 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 18 回定例会 (4.10.3)	【議案】 29 第191回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について 30 第192回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について 31 令和4年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 32 昇任選考について 【報告事項】 ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について
第 19 回定例会 (4.10.17)	【議案】 33 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 34 令和4年度福岡県職員採用選考(前期)の最終合格者の追加決定について 35 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の分限処分について
第 20 回定例会 (4.11.7)	【議案】 36 第192回福岡県職員採用試験(Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 37 令和4年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について ※ 職員の懲戒処分について
第 21 回定例会 (4.11.14)	【議案】 38 第192回福岡県職員採用試験(Ⅱ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 39 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について 40 職業指導員の採用選考試験における技術主査採用選考基準の制定について 【協議事項】 ※ 令和4年(措)第2号事案に係る判定書(案)について 【その他の事項】 ※ 各都道府県・政令市等の令和4年人事委員会報告・勧告の状況 ※ 標準生計費の算定方法に係る要望について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 22 回定例会 (4.11.25)	【議案】 41 令和4年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について 42 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について 43 措置要求の判定について 【その他の事項】 ※ 福岡県職員の定年引上げ関係条例案の概要について ※ 労務職員の採用選考について ※ 職員の懲戒処分について
第 23 回定例会 (4.12.5)	【議案】 44 議会に提出された条例案に対する意見について 【その他の事項】 ※ 令和4年度警察官採用試験(第2回)の状況について
第 24 回定例会 (4.12.16)	【議案】 45 第191回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 46 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 47 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について 48 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 【その他の事項】 ※ 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)最終合格者の追加決定について ※ 知事部局における一般任期付職員の採用予定について
第 25 回定例会 (4.12.23)	【議案】 49 令和4年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について 50 令和4年度障がい者を対象とする職員採用選考試験の最終合格者の決定について 51 解雇予告除外認定について
第 26 回定例会 (5.1.11)	【協議事項】 ※ 福岡県職員の定年引上げ関係人事委員会規則の制定及び改正について(第1回) 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 公衆衛生医師の初任給調整手当の種別変更について ※ 職員の懲戒処分について
第 27 回定例会 (5.1.18)	【協議事項】 ※ 福岡県職員の定年引上げ関係人事委員会規則等の改正等について(第2回) ※ 令和4年(措)第1号事案に係る判定書(案)について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 28 回定例会 (5.1.26)	【議案】 52 福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ほか14規則の制定について 53 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第2号)の施行後の退職手当の取扱いについて他3通知の改正等について 【協議事項】 ※ 審査請求に係る裁決書(案)について ※ 令和4年(措)第1号事案に係る判定書(案)について 【その他の事項】 ※ 令和4年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について
第 29 回定例会 (5.2.3)	【議案】 54 令和5年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 55 審査請求の裁決について 【協議事項】 ※ 令和4年(措)第1号事案に係る判定書(案)について(第3回) 【その他の事項】 ※ 令和4年度警察官A(第2回男性・女性・武道指導)、警察官B(男性・女性)採用試験の実施状況について
第 30 回定例会 (5.2.15)	【議案】 56 採用選考について 57 昇任選考について 58 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 59 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について 60 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 61 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 【報告事項】 ※ 採用選考について
第 31 回定例会 (5.2.27)	【議案】 62 一般任期付職員の採用について 63 懲戒処分に係る審査請求の受理について 【協議事項】 ※ 令和4年(措)第1号事案に係る判定書(案)について(第4回) ※ 管理職手当規則第2条第2項ただし書の取扱いについて(知事部局) 【その他の事項】 ※ 選考試験の追加合格者の決定に係る手続きの見直しについて ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 令和4年度労働基準法等の施行状況に関する調査結果について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 32 回定例会 (5.3.7)	【議案】 64 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 65 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 66 措置要求の判定について 67 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定について 【その他の事項】 ※ 人事委員会における令和5年度の課題について
第 33 回定例会 (5.3.20)	【議案】 68 採用選考について 69 昇任選考について 70 一般任期付職員の採用について 71 福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について 72 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 73 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 74 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 75 病気休暇の期間計算の特例について 【その他の事項】 ※ 知事部局における一般任期付職員の採用予定について
第 34 回定例会 (5.3.30)	【議案】 76 事務局職員の発令について 77 福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則等の制定について 78 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 79 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定の解除について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R4年 9	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	R4. 4. 1公布 (R4. 4. 1施行)
10	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	R4. 4. 1公布 (R4. 4. 1施行)
11	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	R4. 4. 1公布 (R4. 4. 1施行)
12	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う規定の整備	R4. 7. 8公布 (R4. 6. 15適用)
13	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	教育職員免許法改正に伴う規定の整備	R4. 6. 30公布 (R4. 7. 1施行)
14	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	育児参加のための休暇の対象期間の拡大に伴う改正	R4. 8. 30公布 (R4. 10. 1施行)
15	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	育児参加のための休暇の対象期間の拡大に伴う改正	R4. 8. 30公布 (R4. 10. 1施行)
16	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う規定の整備	R4. 9. 30公布 (R4. 10. 1施行)
17	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う規定の整備	R4. 9. 30公布 (R4. 10. 1施行)
18	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	令和4年給与勧告に基づく勤勉手当の改正	R4. 12. 23公布 (R4. 4. 1施行)
19	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年給与勧告に基づく給料表の改定に伴う昇格時号給対応表の改正	R4. 12. 23公布 (R4. 4. 1施行)
R5年 1	福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
2	福岡県職員の高齢者部分休業に関する規則	福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴う規則の制定	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)

3	福岡県職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正に伴う規定の整備(定年引上げ関係)	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1適用)
4	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備(定年引上げ関係)	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
5	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
6	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
7	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
8	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
9	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
10	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
11	福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
12	福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
13	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
14	福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
15	県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関する規則	定年引上げに伴う規則の制定	R5. 2. 14公布 (R5. 4. 1施行)
16	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	採用試験の種類の追加及び採用選考を行う職の見直しに伴う規定の整備	R5. 2. 16公布 (R5. 2. 16施行)

17	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福岡県の職員の任用に関する規則の改正に伴う規定の整備	R5. 2. 28公布 (R5. 2. 28施行)
18	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	福岡県警察の組織改正に伴う規定の整備	R5. 3. 3公布 (R5. 3. 7施行)
19	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 3. 17公布 (R5. 4. 1施行)
20	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加に伴う規定の整備	R5. 3. 17公布 (R5. 4. 1施行)
21	福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について	新たな職の設置に伴う規定の整備(定年引上げ関係)	R5. 3. 31公布 (R5. 4. 1施行)
22	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局等の組織改正に伴う規定の整備	R5. 3. 31公布 (R5. 4. 1施行)
23	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局等の組織改正に伴う規定の整備	R5. 3. 31公布 (R5. 4. 1施行)
24	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R5. 3. 31公布 (R5. 4. 1施行)
25	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	受託町の組織改正に伴う規定の整備	R5. 3. 31公布 (R5. 4. 1施行)
26	福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の制定	R5. 3. 30公布 (R5. 4. 1施行)
27	福岡県の職員の任用に関する規則の一部改正	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 3. 30公布 (R5. 4. 1施行)

②告示

告示 番号	告 示 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R4年 6	審査請求の審査の打ち切り決定	不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく決定	R4. 5. 24公布 (R4. 5. 24施行)
R5年 1	福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の廃止	福岡県個人情報保護条例の廃止に伴う廃止	R5. 3. 30公布 (R5. 3. 31限りで廃止)

③通知

任用関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
4人委任 第877号	職業指導員の採用選考試験の合格者の技術主査採用について	職業指導員の採用選考試験合格者の技術主査採用選考基準の制定	R4. 11. 14 R4. 11. 14適用
4人委任 第1102号	定年制度の運用について	定年引上げに係る福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に伴う既定の整備	R5. 1. 26 R5. 4. 1適用
4人委任 第1128号	福岡県の職員の任用に関する規則の一部改正について	採用試験の種類に職員採用Ⅰ類試験(早期採用)を追加すること及び採用選考を行う職の整理に伴う規定の整備	R5. 2. 16 R5. 2. 16適用
4人委任 第1129号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	採用選考の職の整理に伴う規定の整備	R5. 2. 16 R5. 2. 16適用
4人委任 第1131号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正等について	労務職員の選考試験再開に伴う規定の整備等	R5. 2. 16 R5. 2. 16適用
4人委任 第1137号	福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則他13規則の制定について	定年引上げに係る福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う規定の整備	R5. 1. 26 R5. 4. 1適用
4人委任 第1236号	福岡県の職員の任用に関する規則の一部改正について	民間企業等職務経験者採用試験の年齢要件変更に伴う規定の整備	R5. 3. 30 R5. 4. 1適用

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
4人委給 第24号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	国に準じた、学歴免許等資格区分表の改正	R4. 4. 15 R4. 4. 1適用
4人委給 第353号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の改正に伴う規定の整備	R4. 9. 29 R4. 10. 1適用
4人委給 第564号	「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第2号)の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	定年引上げに係る福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の改正に伴う規定の整備	R5. 1. 26 R5. 4. 1適用

4人委給 第601号	「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第2号)の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	定年引上げに係る福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の改正及び福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴う規定の整備	R5. 3. 17 R5. 3. 17適用
4人委給 第603号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	定年引上げに伴う降格時号給対応表の導入に合わせ、降格後の最初の昇格に係る取扱いを国に準じて改正	R5. 3. 17 R5. 4. 1適用
4人委給 第605号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則附則第6項に基づく通知の取扱いについて	定年引上げに係る外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の改正に伴う規定の整備	R5. 3. 17 R5. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

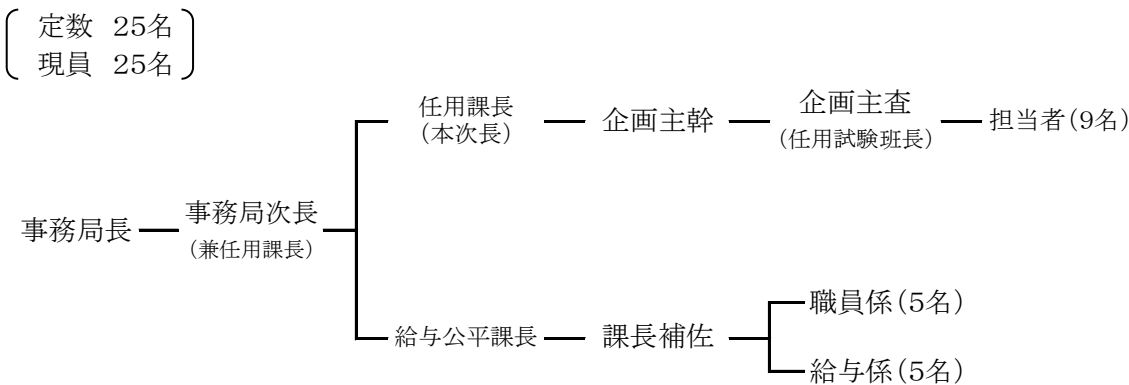
通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
4人委給 第301号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正(育児参加のための休暇の対象期間拡大)に伴う改正	R4. 8. 24 R4. 10. 1適用
4人委給 第565号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正(定年延長)に伴う規定の整備	R5. 1. 27 R5. 4. 1適用

(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R4.9.14	118	福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R4.12.5	164	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第4条を除く。)	同意します。
	166	福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について(第4条及び第17条を除く。)	同意します。
	167	福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	同意します。
	174	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	175	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1)組織(令和5年4月1日現在)



(2)事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関する事。 ○職員採用の競争試験に関する事。 ○職員の採用選考に関する事。 ○職員の昇任選考に関する事。 ○職員の定年等に関する事。 ○人事制度の総合的調査研究に関する事。 ○人事行政の運営等の状況の公表に関する事。 ○財務会計に関する事。
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関する事。 ○不利益処分についての審査請求に関する事。 ○勤務条件に関する措置要求に関する事。 ○職員団体等に関する事。 ○労働基準監督機関の職権行使に関する事。
	給与係	○給与制度に関する事。 ○給与勧告に関する事。 ○民間給与の調査に関する事。 ○人事統計報告の作成に関する事。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名 簿 確定日	
I 類 (Ⅱ類農業を含む)	定期	4月19日	4月19日	5月9日 ～5月20日	6月19日		7月5日 ～7月29日	8月8日	
I 類 (早期採用)	定期	4月19日	4月19日	5月9日 ～5月20日	6月19日		7月5日 ～7月29日	8月8日	
経験者	定期	4月19日	4月19日	7月11日 ～7月22日	8月21日		10月29日 ～11月20日	12月16日	
Ⅱ 類 (Ⅱ類農業を除く)	定期	4月19日	4月19日	8月8日 ～8月19日	9月25日		10月18日 ～11月2日	11月14日	
Ⅲ 類	定期	4月19日	4月19日	8月8日 ～8月19日	9月25日		10月11日 ～10月28日	11月7日	
警察官A (男性)	第1回	定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日	5月24日 ～6月3日	6月22日 ～6月30日	7月29日
	第2回	定期	2月3日	2月18日	8月5日 ～8月25日	10月16日	11月7日 ～11月16日	12月5日 ～12月12日	1月20日
警察官A (女性)	第1回	定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日	5月24日 ～6月3日	6月22日 ～6月30日	7月29日
	第2回	定期	2月3日	2月18日	8月5日 ～8月25日	10月16日	11月7日 ～11月16日	12月5日 ～12月12日、 12月21日	1月20日
警察官A (武道指導)	第1回	定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日		6月29日	7月29日
	第2回	定期	2月3日	2月18日	8月5日 ～8月25日	10月16日		12月8日	1月20日
警察官B (男性)		定期	2月3日	2月18日	8月5日 ～8月25日	10月16日	11月7日 ～11月16日	12月5日 ～12月12日	1月20日
警察官B (早期採用男性)		定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日	5月24日 ～6月3日	6月22日 ～6月30日	7月29日
警察官B (女性)		定期	2月3日	2月18日	8月5日 ～8月25日	10月16日	11月7日 ～11月16日	12月5日 ～12月12日	1月20日
警察官B (早期採用女性)		定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日	5月24日 ～6月3日	6月22日 ～6月30日	7月29日
警察官C		定期	2月3日	2月18日	3月24日 ～4月14日	5月8日	5月24日 ～6月3日	6月22日 ～6月30日	7月29日

(参考) 令和5年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度(I 類)・短大卒業程度(II 類農業) 6月18日

民間企業等職務経験者 8月20日

短大・高校卒業程度(Ⅱ・Ⅲ類) 9月24日
 警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月14日
 警察官B(早期採用男性・女性) 5月14日
 警察官C 5月14日
 警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月17日
 警察官B(男性・女性) 9月17日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ② 平成11年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ② 平成13年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和5年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和5年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和5年5月までに免許を取得する見込みの者
Ⅰ 類 (早期採用)	行政	① 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ② 平成12年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者		
Ⅱ 類	行政、教育行政、農業	平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者		
Ⅲ 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く)		
経験者	行政、行政(DX)	昭和38年4月2日以降に生まれた者で、令和4年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者(行政(DX)は、ICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験に限る)		
警察官A (男性)		平成4年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者		

警察官 A (女性)		平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A (武道指導)		次のいずれにも該当する者 ①平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者
警察官 B (男性)		平成 4 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用男性)		平成 4 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官 B (女性)		平成 4 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用女性)		平成 4 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官 C	語学（英語） 語学（北京語） 語学（韓国・朝鮮語） 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成 4 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） （土木、農業土木及び林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（４０問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官 A （男性・女性） 警察官 B （男性・女性） 警察官 B （早期採用男性・女性）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 （警察官 A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官 B〔男性、女性、早期 採用男性、早期採用女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （武道指導）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 C	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類	行 政	51	615 (31)	419 (17)	102 (5)	64 (2)	6.5
	行政(早期)	5	80 (3)	44 (1)	15 (1)	7 (1)	6.3
	教育行政	6	122 (4)	87 (2)	18 (1)	7	12.4
	警察行政	7	105 (2)	76 (2)	21	9	8.4
	児童福祉	5	12	9	7	6	1.5
	土 木	12	41 (4)	24 (2)	20 (2)	14 (1)	1.7
	建 築	8	22 (3)	15 (2)	12 (2)	10	1.5
	機 械	2	3 (1)	2	2	2	1.0
	電 気	4	17	10	7	5	2.0
	化 学	5	34 (3)	20 (2)	14 (1)	6 (1)	3.3
	農 業	25	79 (6)	64 (4)	55 (4)	27 (1)	2.4
	農業土木	3	14	10	9	3	3.3
	林 業	4	13	12	4	3	4.0
	畜 産	4	11 (3)	9 (1)	5	5	1.8
	水 産	3	14	13	9	5	2.6
	薬 剤 師	10	18 (2)	17 (1)	15 (1)	12 (1)	1.4
	栄 養 士	2	29 (1)	26 (1)	7	2	13.0
	合 計	156	1,229 (63)	857 (35)	322 (17)	187 (7)	4.6
II 類	行 政	30	273	148	60	41	3.6
	教育行政	6	53	38	18	7	5.4
	農 業	2	11	10	3	2	5.0
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	38	337	196	81	50	3.9
III 類	行 政	50	482	358	110	71	5.0
	教育行政	3	54	39	11	5	7.8
	警察行政	4	66	56	13	5	11.2
	土 木	8	25	18	15	13	1.4
	建 築	—	—	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—	—	—
	電 気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	2	11	8	7	5	1.6
	林 業	1	5	5	4	4	1.3
	合 計	68	643	484	160	103	4.7
経 験 者	行 政	30	860 (131)	591 (87)	60 (16)	42 (10)	14.1
	行政(DX)	5	91 (15)	63 (13)	15 (4)	6 (2)	10.5
	合 計	35	951 (146)	654 (100)	75 (20)	48 (12)	13.6
総 計		297	3,160 (209)	2,191 (135)	638 (37)	388 (19)	5.6

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
警察官	警A(男性)第1回	48	669	572	201	64	8.9
	警A(男性)第2回	18	331	205	75	23	8.9
	警A(女性)第1回	25	256	208	102	36	5.8
	警A(女性)第2回	10	132	81	44	15	5.4
	警A(武道指導)第1回	4	3	2	2	2	1.0
	警A(武道指導)第2回	1	2	2	1	1	2.0
	警B(男性)	55	725	403	230	63	6.4
	警B(早期採用男性)	10	585	491	44	12	40.9
	警B(女性)	25	264	178	102	32	5.6
	警B(早期採用女性)	10	159	125	44	10	12.5
	警C	9	51	39	18	7	5.6
	合計	215	3,177	2,306	863	265	8.7

(合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		156	1,229	857	322	187	4.6
II 類		38	337	196	81	50	3.9
III 類		68	643	484	160	103	4.7
経験者		35	951	654	75	48	13.6
合 計		297	3,160	2,191	638	388	5.6
警察官		215	3,177	2,306	863	265	8.7
総 計		512	6,337	4,497	1,501	653	6.9

(定期・臨時の合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		156	1,229	857	322	187	4.6
II 類		38	337	196	81	50	3.9
III 類		68	643	484	160	103	4.7
経験者		35	951	654	75	48	13.6
合 計		297	3,160	2,191	638	388	5.6
警察官		215	3,177	2,306	863	265	8.7
総 計		512	6,337	4,497	1,501	653	6.9

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和5年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行 政	64	51	13	0
	行政(早期)	7	6	0	1
	教育行政	7	5	2	0
	警察行政	9	8	1	0
	児童福祉	6	4	2	0
	土 木	14	12	2	0
	建 築	10	8	2	0
	機 械	2	2	0	0
	電 気	5	5	0	0
	化 学	6	5	1	0
	農 業	27	27	0	0
	農業土木	3	3	0	0
	林 業	3	3	0	0
	畜 産	5	2	3	0
	水 産	5	5	0	0
	薬剤師	12	9	3	0
	栄養士	2	2	0	0
	計	187	157	29	1
II 類	行 政	41	34	7	0
	教育行政	7	7	0	0
	農 業	2	2	0	0
	計	50	43	7	0
III 類	行 政	71	61	10	0
	教育行政	5	4	1	0
	警察行政	5	3	2	0
	土 木	13	5	8	0
	農業土木	5	4	1	0
	林 業	4	4	0	0
	計	103	81	22	0
経 験 者	行 政	42	36	6	0
	行政(DX)	6	5	1	0
	計	48	41	7	0
	職員 計	388	322	65	1
警 察 官	警察官A(男性)	87	50	19	18
	警察官A(女性)	51	27	13	11
	警察官A(武道指導)	3	3	0	0
	警察官B(男性)	63	46	3	14
	警察官B(早期採用男性)	12	11	1	0
	警察官B(女性)	32	27	0	5
	警察官B(早期採用女性)	10	10	0	0
	警察官C	7	5	2	0
	計	265	179	38	48
	総 計	653	501	103	49

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和4年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委員会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	1 1 14		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	1 2 3 1 4 1		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	4 1
第5号 (かつて職員であった者)		8	9		10
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	5 10 14 13 12 2	1 1 10	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 農業技術	7	2	研究職員(化学) 研究職員(心理) 研究職員(法医) 航空従事者 少年補導職員 情報処理 自動車整備士 心理カウンセラー	2 1 1 1 1 1 2 1
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)					
合 計		99	23		25

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考の令和4年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看 護 師	1	6	6	4	1	6.0
研 究 職 員	11	40	32	18	9	3.6
獣 医 師	17	18	16	12	10	1.6
船 員	1	8	7	5	1	7.0
心 理 判 定 員	7	21	19	15	7	2.7
児童自立支援専門員	1	6	4	4	1	4.0
保 育 士	4	16	13	10	4	3.3
保 健 師	13	78	68	40	17	4.0
職 業 指 導 員	9	25	22	15	6	3.7
合 計	64	218	187	123	56	3.3

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児童福祉	7	33	26	17	11	2.4
心 理 判 定 員	7	6	4	3	3	1.3
研 究 職 員	2	10	8	4	2	4.0
獣 医 師	8	4	3	3	3	1.0
職 業 指 導 員	3	9	8	3	2	4.0
合 計	27	62	49	30	21	2.3

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	7	72	66	25	7	9.4
教 育 行 政	1	15	14	5	1	14.0
警 察 行 政	2	8	6	6	1	6.0
合 計	10	95	86	36	9	9.6

〔就職氷河期世代を対象とする採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	5	161	138	16	7	19.7
教 育 行 政	2	63	54	7	2	27.0
警 察 行 政	1	13	12	5	1	12.0
合 計	8	237	204	28	10	20.4

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和4年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係長以下	合 計
知 事	一般行政職(事務)	7	22	47	110	61	247
	一般行政職(技術)	3	10	33	69	38	153
	海事職						
	医療職		1	1		1	3
	特定獣医師職			3	1	2	6
	看護師職					1	1
	研究職		2	6	6	7	21
合 計		10	35	90	186	110	431
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)		1	1	9	9	20
	一般行政職(技術)			1	3	2	6
	海事職						
	医療職(二)						
	学校事務			9	20	8	37
	司書						
合 計			1	11	32	19	63

区 分			警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)		5	15	22	30	72
	一般行政職(技術)				2	1	3
	海事職				2		2
	医療職(三)						
	研究職		1	1	3		5
	公安職		37				37
	合 計		43	16	29	31	119

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている（緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている（福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条））。

令和4年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	75
教育委員会	141
警 察 本 部	
そ の 他	
合 計	216

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和4年度の承認件数は5件である。

- (注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動の延長及び定年前再任用の状況について、任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動期間の延長職員の再延長については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和4年度から5年度にかけての勤務延長件数、異動期間の延長件数及び定年前再任用の件数は、いずれも0件である。

なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できる従前の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用の件数は2,461件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	0	0	0	0
異動期間の延長	0	0	0	0
定年前再任用	0	0	0	0
(参考) 暫定再任用	553	1,814	94	2,461
更新	431	1,330	48	1,809

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)

職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和4年県職員給与等実態調査」及び「令和4年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年9月)」参考資料を参照

② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)

令和4年9月21日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【令和4年4月の公民較差に基づく給与改定】

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ・ 民間給与との較差 978 円(0.27%)の是正のため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ

(ア) 民間給与との較差及び給与制度の改正

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民 間	職 員	較 差
366,510 円	365,532 円	978 円[0.27%]

(b) 期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
4.40 月	4.30 月	0.10 月

b 給与改定の内容(令和4年4月1日から実施)

(a) 月例給

- ・ 給料表 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して改定

(b) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合と均衡させるため、0.10 月分引上げ
4.30 月分→4.40 月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていく必要があると報告した。

この給与制度の整備については、今後、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

(ウ) 意見

a 人材の確保及び育成について

(a) 有為な人材の確保

職員採用を取り巻く環境は、今後一層厳しくなることが予想され、受験者の確保は喫緊の課題となっている。

本委員会では、社会に貢献できる県職員の仕事のやりがいや魅力を発信し、有為な人材の確保につなげるため、今後も任命権者と緊密に連携を図り、就職を意識する早い学年からセミナー等への参加を促すとともに、試験の受験者層ごとに効果的な情報発信を行うなど、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(b) 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

今後も引き続き、計画に基づき女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(c) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き、運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(a) 長時間労働の是正等

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立支援や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、業務量に応じた人員の確保や適正な配置に更に努めるとともに、コロナ禍を契機に事務事業の精選、効率化を一層進めるなど、時間外勤務の縮減に向けたより実効ある取組を実施・徹底していくことが必要である。

また、長時間労働に従事した職員が医師の面接指導を確実に受けることができるよう配慮し、医師の意見により必要な場合には、当該職員の実情に応じた措置を講じる必要がある。

年次休暇については、引き続き、使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

(b) 教員の働き方改革

教育の質の維持・向上のためには、教職員が限られた時間の中で児童生徒と向き合う時間を確保・充実させる必要があり、そのためには、個々の教職員の業務の見直しだけでなく、学校の組織マネジメントを強化する観点から校長等の管理職員をはじめとした教職員が一丸となって、働き方改革を進め、学校の運営体制の充実を図ることが必要であ

る。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。併せて、市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

(c) 多様な働き方の推進及び仕事と家庭等の両立支援

任命権者においては、多様な働き方について、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き、検討し充実を図る必要がある。

また、男性職員の仕事と育児の両立のため、子育てに関する制度や、多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要である。

(d) ハラスメント防止対策

職場におけるあらゆるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職員の心の健康を損なわせ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながりかねない重大な問題である。

任命権者においては、引き続き、職員への周知・啓発などの取組を行うとともに、管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組む必要がある。

(e) メンタルヘルス対策

任命権者においては、引き続き、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に向けた取組などを確実に進めていくことが重要である。なお、職員のメンタルヘルス対策の観点からも、長時間労働の是正やハラスメントの防止について、しっかりと取り組んでいかなければならない。

(f) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、昨年言及した特別給の在り方を含め、その勤務条件について、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

c 定年の引上げに関する制度について

任命権者においては、組織全体の活力が維持できるよう、制度を確立するとともに、職員に対する情報提供等により、円滑な制度移行に向けて取り組むことが重要である。

なお、再任用職員の処遇については、フルタイム勤務が多いといった本県の実情も考慮しつつ、その在り方について検討を行う必要がある。

本委員会においては、任命権者と協議を行いながら、他の都道府県の動向を注視しつつ、関係規程の整備を行っていく。

d 公務員倫理の徹底について

職員自身においては、県民全体の奉仕者であることや、自身の行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず自らの行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、引き続き、職員倫理に関する研修や啓発など服務規律の確保の取組を強く推し進めることが必要であり、また、管理職員は、風通しの良い職場環境の構築に取り組むことが重要である。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和4年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	39,347	40.8	18.7
行政職給料表	8,996	41.3	19.5
医師職給料表	39	43.0	18.6
看護師職給料表	41	39.8	16.8
研究職給料表	341	43.5	20.5
特定獣医師職給料表	68	42.8	19.1
公安職給料表	11,180	38.9	17.7
教育職給料表(二)	5,437	44.2	21.5
教育職給料表(三)	13,238	40.6	17.9
特定任期付職員給料表	7	39.9	8.7

(イ) 平均給与月額

(単位:円)

	給 料	扶養手当	地域手当	計
全職員	339,564	9,804	19,169	368,537
行政職給料表適用職員	321,155	7,704	18,256	347,115

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和4年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
件数	3	0	0	3

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和5年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教 育〕 〔調査研究〕	156	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家		
		福岡障害者職業 能力開発校	少年自然の家 (2)		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	中学校 (4)		
		農業大学校	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農林業総合試験 場	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	視覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	聴覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター	特別支援学校 (寄宿舎を除 く。)(13)		
		水産海洋技術セ ンター 研 究 所 (3)			

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務 所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	夜須高原野外活 動センター	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)		機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	労働委員会事務 局
		消費生活センタ ー		交通機動隊	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	
		精神保健福祉セ ンター		第一機動隊	
		児童相談所(保 護課を除く。) (6)		第二機動隊	
		障がい者更生相 談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務 所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事 務所 (4)		警 察 署 (交 番、 駐在所、派出所 を含む。)(36)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
		農林事務所普及 指導センター (8)			
		家畜保健衛生所 (4)			
計	285	90	136	51	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (5) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	62	50	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和4年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	3	1	0	4
三六協定届	27	128	1	0	156
衛生管理者等選任報告	35	71	24	2	132
労働者死傷病報告	3	9	77	0	89
機械等設置届	2	0	0	0	2

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する284事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で9事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和4年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	3	0	0	3
その他	0	0	0	0	0

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
夏季休暇の特例措置に係る承認協議	2	0	0	0	2
病気休暇の期間計算の特例に係る承認協議	0	1	1	0	2

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

①福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び運用通知の一部改正

育児参加のための休暇の対象期間の拡大について、規定の整備を行った(R4.10.1施行)。また、地方公務員法の改正(定年引上げ関係)により、規定の整備を行った(R5.4.1施行)。

②福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正

育児参加のための休暇の対象期間の拡大について、規定の整備を行った(R4.10.1施行)。

③福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部改正

地方公務員育児休業法及び育児休業条例の改正(育児休業の取得回数の緩和、請求期限の短縮等)により、規定の整備を行った(R4.10.1施行)。また、育児休業条例の改正(定年引上げ関係)により、規定の整備を行った(R5.4.1施行)。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行い事案を判定し必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度		令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	1	1	2	0

② 令和4年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
令和4年(措)第1号事案	判定 令和5年3月7日
令和4年(措)第2号事案	判定 令和4年 11 月 25 日

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数	令和4年度		令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告	14	0	4	10
	減 給	3	0	1	2
	停 職	1	0	1	0
	懲 戒 免 職	3	1	0	4
その他 (転任など)		1	0	0	1
計		22	1	6	17

② 令和4年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	0	0	0

③ 令和4年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
昭和 59 年(不)第 10007 号事案	取下げ 令和4年4月 13 日
昭和 59 年(不)第 10011 号事案	取下げ 令和4年4月 13 日
昭和 59 年(不)第 10014 号事案	取下げ 令和4年4月 13 日
昭和 59 年(不)第 10024 号事案	取下げ 令和4年4月 13 日
平成 元年(不)第 1 2 1 号事案	取下げ 令和4年4月 13 日
昭和 43 年(不)第 8 2 号事案	打切り 令和4年5月 12 日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和4年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件 数	1	1	0	1	3

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件 数	1	0	0	2	0	3

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和4年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和5年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画 監 企画広報監 地域政策監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県 政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室 長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、企画主幹、係長、企画主査、事務主 査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、 係長、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 財政課の予算担当の企 画主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人 事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 総合政策課の 総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 社 会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課 の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課の総務係長 農林水産 政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総 務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報 監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 服務監察員 総務企画課の秘書広報係長、人 事係長、企画主査及び人事係の職員団体担当の事務主査並びに上席の 主任主事又は主事 財務課の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・ 職員係長、市町村立学校係長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員 係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則（平成30年福岡県教育委員会規則第1号）第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長 次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 里親・施設課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長（大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。）
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、南筑後、八女、久留米、朝倉、飯塚及び田川の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 副センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少 年 自 然 の 家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和4年度末現在で14団体である。

イ 令和4年度における上記事務の処理状況は、新規登録1件、役員変更14件、規約変更1件、解散1件である。

〔登録職員団体の状況〕

(県関係)

(令和5年3月31日現在)

職員団体の名称	登録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員 労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,728
福岡県高等学校教 職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一体	※413
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,517
福岡県公立小中学 校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	35
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※1,088
福岡県教育管理職 員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡昭和通ビル5階	単一体	757
福岡県立学校事務 職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [戸畑工業高等学校内]	単一体	12
福岡県教職員労働 組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立長糸小学校内]	単一体	※221
福岡部活動問題レ ジスタンス	R4.9.16	代表在任校 [原中央中学校内]	単一体	4

(受託町関係)

職員団体の名称	登録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員 労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	120
自治労水巻町職員 労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	120
自治労岡垣町職員 労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※80
自治労鞍手町職員 労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場内	単一体	※90
自治労小竹町職員 労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1 小竹町役場内	単一体	※73

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)

施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和４年度版）

■発行年月日 令和５年８月１日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒８１２－８５７７ 福岡市博多区東公園７番７号

TEL（０９２）６４３－３９５６